

- ・ 証拠金とは、保有ポジションに関し、金利変動により生じるリスクをカバーする担保のことです。
  - 清算参加者及び清算委託者（アフィリエイト・クライアント（\*））は、それぞれのポジションに応じた証拠金を当社に預託します。  
（\*）清算委託者のうち、委託先清算参加者と同一の企業集団に含まれる委託者をアフィリエイト、それ以外をクライアントといいます。
  - 清算委託者（アフィリエイト・クライアント）は、清算参加者を通じて証拠金の預託を行います。
- ・ 証拠金は以下の3種類です。いずれも清算参加者・清算委託者毎に算出されます。

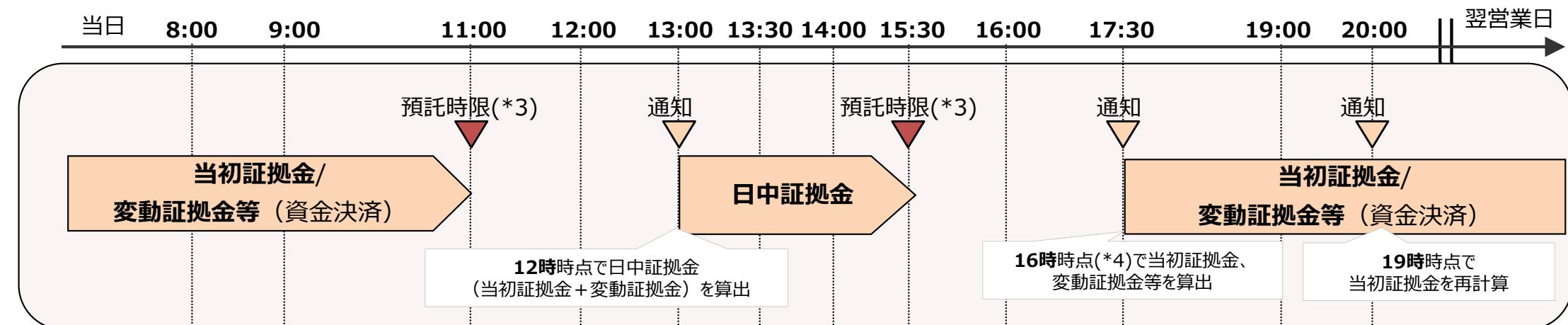
種別	概要	預託方法	算出方法・その他
当初 証拠金	清算参加者破綻時にポジション処理が完了するまでの間に金利が変動することにより想定される損失額をカバー	日々、現金（日本円・米ドル）又は代用有価証券（日本国債・米国債）で預託	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去1,250日間及びストレスシナリオ（リーマン危機時等）におけるNPV変動額の損失額上位1%の平均値をカバー（期待ショートフォール方式）</li> <li>保有期間は5日間で計算（クライアントポジションは7日間）</li> <li>流動性に応じた割増し（流動性チャージ）制度を導入</li> <li>（清算委託者のみ）取引目的が「ヘッジ以外」の口座は所要額を10%割増</li> </ul>
変動 証拠金	当日のNPVと前営業日のNPVとの変動額を授受し、日々の金利変動により生じるリスクをカバー	日々、現金（日本円）により預託	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在価値の算出においてはOISディスカウントを採用</li> <li>JSCCでは清算参加者等における資本規制上のエクスポージャーの圧縮を図るため、変動証拠金（VM）の授受に代わり、資金決済として損益額（損益差金）の授受を行うことも可能としています（VM資金決済制度）。VMの資金決済制度を利用する清算参加者は、あらかじめ、当社に対し対象とする口座・取引を申請する必要があります。</li> </ul>
日中 証拠金	正午時点のポジションをもとに算出した当初証拠金及び変動証拠金相当額を預託することにより、日中における価格変動リスクをカバー	日中、現金（日本円・米ドル）又は代用有価証券（日本国債・米国債）で預託	<ul style="list-style-type: none"> <li>日々の正午時点のポジションを基に当初証拠金相当額及び変動証拠金相当額を算出し、日中証拠金として預託</li> </ul>

# 証拠金

## 当初証拠金と変動証拠金等のネットティング

- 清算参加者は、口座毎に算出された当初証拠金及び変動証拠金<sup>(\*)1</sup>等の所要額について、当該口座毎にネットティングを行い、当該所要額と当該口座に係る当初証拠金預託額を比較して不足がある場合には、当初証拠金及び変動証拠金の預託时限までに当該不足を解消するものとします。  
なお、当初証拠金と変動証拠金等の預託及び返戻についてネットティングを希望しない場合には、グロースペースでの預託及び返戻も可能としています。  
<sup>(\*)1)</sup>変動証拠金の授受に代わり、資金決済として損益額を授受する場合（前頁）には、損益差金。
- 口座毎に変動証拠金等を算出した結果、当社に対して変動証拠金等の支払いが必要となる場合において、当該口座に係る当初証拠金預託額の金銭による預託額と比較して不足がある場合には、金銭の預託により当該不足を解消するものとします。  
<sup>(\*)2)</sup> 当初証拠金所要額を超過して金銭を預託している場合は、当該超過分の金銭をもって、当該口座に係る変動証拠金等の預託を行う取扱いとします。ただし、当該取扱いを希望しない場合には、グロースペースでの預託及び返戻申告を行い、当該申告に基づき金銭を授受することも可能としています。

## 証拠金の預託时限（清算参加者-JSCC間）



(\*)3) JSCCは平時、当初証拠金及び変動証拠金等は10:30、日中証拠金は14:30を目指しに、不足が解消されていない参加者に必要に応じて解消見込みのヒアリングを行うため、それ以前に不足が解消されることが望まれます。

(\*)4)ポジション移管、取引毎コンプレッション、クーポンブレンディング又は参加者提案型コンプレッションの申込みがあった場合はその成立後のポジションを基に算出します。

- 清算委託者の受託清算参加者への証拠金の預託时限は、JSCCの預託时限として定める时限までの当事者間で合意する时限とします。
- ただし、清算委託者が当該时限までに受託清算参加者へ証拠金を預託することが実務上困難である場合には、不足が生じた日の翌々当社営業日までのあらかじめ受託清算参加者と清算委託者の合意により定める时限を受託清算参加者への証拠金の預託时限とすることも可能とします。  
(清算委託者と受託清算参加者の間で合意がある場合であっても、当該清算委託者に係る証拠金が不足している場合は、受託清算参加者が自己の負担で当該不足額をJSCCに預託しなければなりません)